

議案第 6 号

富津市消防防災センター条例の制定について

富津市消防防災センター条例を別紙のとおり制定する。

平成25年 2 月25日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

消防本部、消防署及び総合防災備蓄倉庫を総称して消防防災センターとするため、条例を制定するものである。

富津市消防防災センター条例

富津市消防本部及び消防署の設置条例（昭和47年富津市条例第27号）第2条に規定する消防本部及び同条例第3条に規定する消防署並びに富津市総合防災備蓄倉庫設置条例（平成25年富津市条例第 号）第2条に規定する総合防災備蓄倉庫を総称して、富津市消防防災センターという。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（富津市消防本部及び消防署の設置条例の一部改正）

- 2 富津市消防本部及び消防署の設置条例の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条中「小久保2113番地2」を「下飯野2509番地1」に改める。

（富津市電源立地地域対策交付金事業維持補修基金条例の一部改正）

- 3 富津市電源立地地域対策交付金事業維持補修基金条例（平成21年富津市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第3号中「天羽出張所」を「天羽分署」に改める。